

きれいな空気でさらに美味しく！
受動喫煙対策を支援します！！



飲食店禁煙化支援補助金



店内を禁煙とすることに合わせて壁紙交換等の内装改修を行う場合、工事費等の一部を補助します。

対象者 既存の小規模な飲食店（2019年1月9日以前から営業している、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下の飲食店）

対象経費 喫煙室間仕切壁の撤去、内装仕上げの改修、撤去・改修と合わせて行う家具備品の交換

補助額 対象経費の9/10(上限10万円)

補助要件 次の全てを満たす必要があります。

- ・2018年9月21日から工事着工日までの間に屋内とテラス席を禁煙（加熱式たばこを含む）へ変更すること
- ・敷地内に喫煙場所がある場合、店内に煙が流れ込まないようにして、喫煙により店内の粉じん濃度が増加しないこと
- ・市の調査や事業のPRに協力し、店の出入口に指定のステッカーを掲示すること
- ・工事着工前に申請し、2020年3月15日までに工事が完了すること



応募方法等の詳細は市ホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/30jigyousyasien.html>

厚生労働省の支援事業

【受動喫煙防止対策助成金】

中小事業主が受動喫煙対策として、一定基準を満たす喫煙室等を設置する場合、費用の一部（助成率1/2（飲食店の場合2/3）、上限額100万円）について助成を受けることができます。

【受動喫煙防止対策に係る相談支援】

労働衛生コンサルタント等の専門家が、職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、相談・助言を行っています。

【受動喫煙防止対策に係る測定機器貸出】

職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸与を行います

各事業の詳細及び申込方法等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/



受動喫煙対策特設ホームページ（標職のダウンロードもできます）

お問合せ先：受動喫煙対策に係るコールセンター（03-5539-0303）

ホームページ：<https://judokitsuen.mhlw.go.jp/>



お問合せ先

千葉市健康企画課受動喫煙対策室
(245-5201)



参考ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/judokituen.html>

きれいな空気でさらに美味しく！

【受動喫煙対策】市内飲食店準備ブック

～2020年4月から規制スタート～

飲食店は原則屋内禁煙

お店のタイプによって、規制の内容が異なります。



あなたのお店はどのタイプ??

お店のタイプ	規制の内容
A 従業員 ^① のいない既存 ^② の小規模 ^③ 飲食店	屋内禁煙 喫煙室を設ける場合は ・喫煙専用室 ・加熱式たばこ専用喫煙室 } の基準を守る。 ・喫煙可能室
B 風営法許可 ^④ の既存 ^② の小規模 ^③ 飲食店	屋内禁煙 喫煙室を設ける場合は ・喫煙専用室 ・加熱式たばこ専用喫煙室 } の基準を守る。 ・喫煙可能室※ ※従業員がいる場合は設けないよう努める。
C 従業員がいる又は大規模又は新規の飲食店 (ABD以外の飲食店)	屋内禁煙 喫煙室を設ける場合は ・喫煙専用室 } の基準を守る。 ・加熱式たばこ専用喫煙室
D 喫煙を主目的 ^⑤ とするバー・スナック等	喫煙目的室以外は屋内禁煙

① 経営者以外の社員やアルバイト等の労働基準法上の労働者。同居の親族は含まない。

② 2020年4月1日現在すでに営業していること。

③ 個人営業または中小企業（資本金5千万円以下）による営業で客席面積が100㎡以下であること。詳細は千葉市ホームページで確認してください。

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで又は同条第11項の営業許可を得ていること。

⑤ たばこの小売販売又は出張販売（自販機設置は含まない）の許可を得た場所で、ご飯類、麺類、パン類などの通常主食と認められる食事を主として提供していないこと。

必要な対策は次のページへ

原則は屋内禁煙！喫煙室を設ける場合はこちらを必ず守って下さい！！

1. 喫煙室は客や店員を含め、20歳未満立入禁止です。

2. 標識を掲示してください。(厚生労働省ホームページからダウンロードできます。)

例)喫煙専用室を設置する場合
(掲示場所)
左：室の入口
右：お店の入口



例)お店全体を喫煙可能室とする場合
(掲示場所)
お店の入口



3. 喫煙室以外の場所(店内や共用部分などの屋内)にたばこの煙が出ないようにする。

①～③のすべてを守ってください。

①壁や天井でおおわれた部屋にする。

②換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気する。

③喫煙室の出入口に、中に向けて毎秒0.2m以上の風を作る。

- ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井等で区画した上で、特定の階を喫煙室とすることができる。
- ・お店全体を喫煙可能室とする場合は、①のみでよい。
- ・2020年4月1日時点で既に存在している建築物については、店側の責任とすることができない理由で基準を満たせない場合は、別の方法による対応が可能となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

4. お店のタイプで設置可能な喫煙室が違います。喫煙室以外の場所に、灰皿を置いてはいけません。

A・B・Cタイプで設置可能な喫煙専用室

(たばこを吸うための部屋)

【特徴】

- ・お店の一部に設けることができる。
- ・室内で飲食はできない。

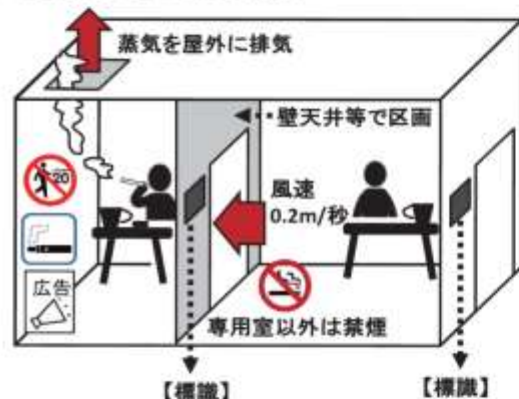


A・B・Cタイプで設置可能な加熱式たばこ専用喫煙室

(加熱式たばこだけ吸える部屋)

【特徴】

- ・お店の一部に設けることができる。
- ・室内で飲食できるが、紙巻きたばこは吸えない。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・お店の広告・宣伝をするときは加熱式たばこ専用喫煙室があることを明示する。



A・Bタイプで設置可能な喫煙可能室

(たばこを吸いながら飲食できる部屋)

【特徴】

- ・従業員のいない小規模な既存店のみ設けることができる。
- ・お店の全部又は一部に設けることができる。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・客席面積が分かる図面、資本金又は出資の額(会社の場合のみ)の分かる資料をお店に備え付ける。
- ・お店の広告・宣伝をするときは喫煙可能室があることを明示する。
- ・市への届出が必要。



Dタイプで設置可能な喫煙目的室

(主にたばこを吸うための部屋)

【特徴】

- ・主食を主として提供していない、たばこ販売の許可がある店のみ設けることができる。
- ・お店の全部または一部でたばこを吸いながら、飲食できる。
- 【設ける場合やらなくてはいけないこと】
- ・たばこ販売許可の通知書などをお店に備え付ける。
- ・お店の広告・宣伝をするときは喫煙目的室があることを明示する。



全てのお店で必要な対策

- 店内の喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(又は吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめるかその場から出ることを求めるよう努めてください。
- やむを得ず、お店の外に喫煙所を設置する場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣の建物の近くを避けるよう配慮してください。
- 従業員を募集するときは、お店の受動喫煙対策に関する事項を明示しなくてはなりません。



市が立入検査をすることがあります。立入検査では資料の確認も行います。違反すると罰則が科される場合もあります。

準備に役立つ情報は次のページへ